

富田林市要綱第 5 3 号

富田林市総合教育会議設置要綱

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 1 条の 4 の規定に基づき、市長及び教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題及びあるべき姿を共有し、教育行政を推進するため、富田林市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(構成員)

第 2 条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(所掌事務)

第 3 条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(会議)

第 4 条 総合教育会議は、必要に応じて市長が招集し、これを主宰する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議は、前条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 4 総合教育会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第 5 条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、原則としてこれを公表するものとする。ただし、前条ただし書の場合にあっては、公表しないことができる。

(庶務)

第7条 総合教育会議の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。